世田谷区子ども条例の一部を改正する条例（案）　【新旧対照表】

※ゴシック表記部分は、子どもとともに考えた条文です。

改正条例（案）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
世田谷区子どもの権利条例 平成13年12月10日条例第64号 改正 平成24年12月10日条例第82号 平成26年３月７日条例第14号 令和２年３月４日条例第11号 令和７年〇月〇日条例第〇〇号 目次 前文 第１章　総則（第１条―第３条） 第２章　子どもの権利（第４条―第９条） 第３章　子ども・子育てを支え合う地域づくり（第10条―第14条） 第４章　基本となる政策（第15条―第24条） 第５章　子どもの権利擁護（第25条―第35条） 第６章　推進計画・推進体制・評価検証など（第36条―第39条） 第７章　雑則（第40条） 附則	世田谷区子どもの権利条例 平成13年12月10日条例第64号 改正 平成24年12月10日条例第82号 平成26年３月７日条例第14号 令和２年３月４日条例第11号 令和７年〇月〇日条例第〇〇号 目次 前文 第１章　総則（第１条―第３条） 第２章　子どもの権利（第４条―第９条） 第３章　子ども・子育てを支え合う地域づくり（第10条―第14条） 第４章　基本となる政策（第15条―第24条） 第５章　子どもの権利擁護（第25条―第35条） 第６章　推進計画・推進体制・評価検証など（第36条―第39条） 第７章　雑則（第40条） 附則	世田谷区子ども条例 平成13年12月10日条例第64号 改正 平成24年12月10日条例第82号 平成26年３月７日条例第14号 令和２年３月４日条例第11号 目次 前文 第１章　総則（第１条―第８条） 【新設】 【新設】 第２章　基本となる政策（第９条―第14条） 第３章　子どもの人権擁護（第15条―第24条） 第４章　推進計画と評価（第25条・第26条） 第５章　推進体制など（第27条―第31条） 第６章　雑則（第32条） 附則	

改正条例（案）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
前 文	前 文		
（子どもの意見表明） 1. 子どもの思い 私たちは、自分の意見や思いを受けとめてもらったとき、喜びを感じます。 きれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。 私たちの未来にもっと希望をもちたいです。 自分で様々な選択をして自分らしく生きたいです。 子ども同士が交流し、つながる機会を増やしたいです。 安心できる場所を増やしたいです。 自由に、やりたいことにチャレンジして、学びを深め、成長していきたいです。 大人に意見や思いを届けたいです。 こんな思いがかなう世田谷にしたいです。	（子どもの想い） 世田谷のまちが好きです。 健康できれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。 自分の未来に希望をもちたいです。 さまざまな選択ができる環境で自分らしく生きることができます。 子ども同士が交流し、つながることを増やしたいです。 安心できる場所にいることで幸せを感じることができます。 自由に、学びたいことを探求したいです。 学びを深めるとすくすく成長・発達することができます。 大人に意見や想いを届けたいです。 自分の意見や想いを大人に受け入れてもらったとき、幸せを感じることができます。	子どもは、未来への「希望」です。将来へ向けて社会を築いていく役割を持っています。 子どもは、それぞれ一人の人間として、いかなる差別もなくその尊厳と権利が尊重されます。そして、心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性がはぐくまれる中で、社会の一員として成長に応じた責任を果たしていくことが求められています。 平成６年、国は、「児童の権利に関する条約」を結びました。そして、世田谷区も平成11年に「子どもを取り巻く環境整備プラン」を定め、子どもがすこやかに育つことのできる環境をつくるよう努めてきました。子どもは、自分の考えで判断し、行動していくことができるよう、社会における役割や責任を自覚し、自ら学んでいく姿勢を持つことが大切です。大人は、子どもが能力を発揮することができるよう、学ぶ機会を確保し、理解を示すとともに、愛情と厳しさをもって接することが必要です。 このことは、私たち世田谷区民が果たさなければならない役割であると考え、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、世田谷区は、すべての世田谷区民と力を合わせ、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくることを宣言して、この条例を定めます。	◆前文の「子どもの思い」、「大人へのメッセージ」（子どもとともに考える部分）については、子ども条例検討プロジェクト後期検討会（10月24日～11月21日）において、条例（素案）へ寄せられた意見を踏まえた検討を行い、子どもたちの思いが正しく伝わるように、条文に込めた意味を改めて考え、表現を修正した。 ◆素案では子どもについては「想い」、大人は「思い」という整理をしていたが、子どもの願い、不安、悩み、喜び、悲しみ、望みなども含めた子どもの意思を受けとめる必要があると考え、「思い」の表記に統一した。

改正条例（案）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
2.大人へのメッセージ 大人世代の「あたり前」は、 子ども世代の「あたり前」とは違います。 大人たちには、自分が子どもだった時の気持ちを思い出して、子どもと同じ目線に立って向き合ってほしいです。 子どもはきっとこう感じているという決めつけではなく、私たちの言葉や思いを信じてください。 そして、言葉や思いをしっかり受けとめた上で向き合ってください。 みんなが意見や思いを尊重し合って、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環境が欲しいです。 個性が認められ自分らしく生きたいので、多様性が尊重されることが必要です。 好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れてほしいです。 すべての子どもが安心でき、教育を受けられる多様な環境が欲しいです。 いろんな不安をもっている子どもの味方になってくれる人がいる場所を増やしてください。 「できるかできないか」だけを見るのではなく、「やっている姿」も見てください。 私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応援をしてください。	（大人へのメッセージ） 私たちの言葉や想いをしっかり受けとめ、「否定」じゃなく、「肯定」してください。 大人たちに意見や想いを尊重してもらえて、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環境がほしいです。 大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あたり前」じゃない。 大人たちには、自分が子どもだった時の気持ちを思い出して、子どもと対等に向き合ってほしいです。 子どもはきっとこう感じているっていう決めつけじゃなくて、本人の言葉や想いを信じてください。 個性を認めてもらい、自分らしく生きたいので、多様性が認められる機会や空間が必要です。 好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れてほしいです。 すべての子どもが安心でき、教育を受けられる多様な環境が必要です。 いろんな不安を持っている子どもの味方になってくれる人がいる場所をつくってください。 「できるかできない」じゃなく、「やったかやっていない」で評価し、がんばったことをほめてください。 私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応援をしてください。		◆前文の「子どもの思い」、「大人へのメッセージ」（子どもとともに考える部分）については、子ども条例検討プロジェクト後期検討会（10月24日～11月21日）において、条例（素案）へ寄せられた意見を踏まえた検討を行い、子どもたちの思いが正しく伝わるように、条文に込めた意味を改めて考え、表現を修正した。

改正条例（案）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
（区や大人の決意表明） 子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体です。 子ども時代に、周囲の人に意見や思いを受けとめてもらった経験は、子どもの安心や自信につながり、その後を生きる大きな力となります。 私たち区や大人は、子どもの思いを大切に受けとめ、子どもにとって一番よいことは何かを真剣に考え、対話し、応えていくよう努力します。 子どもたちがこの条例を通じて、自分に権利があること、また、大人や他の子どもにも権利があることを知ることは、社会における責任ある生活を送る上で、大切なお互いの権利の尊重や、信頼関係の構築につながります。 私たち区や大人は、今と未来をつくるパートナーである子どもの声を聴き、対話しながら、地域が子どもを支え、子どもが地域を豊かにし、誰もがつながり支え合う地域づくりに努めます。 この条例は、日本国憲法、子どもの権利条約（平成元年（1989年）11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」をいいます。）と、こども基本法の理念に基づき制定します。 私たち区や大人は、子どもが権利の主体として、一人ひとりの子どもが豊かに育つことが保障され、自分らしく幸せな今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現していきます。	（区や大人の決意表明） 子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体です。 私たち区や大人は、子どもの想いを大切に受けとめ、できる限り応えていくことを約束します。 そして、日本国憲法、子どもの権利条約（平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」をいいます。）と、こども基本法の理念に基づき、子どもが権利の主体として、一人ひとりの子どもが豊かに育つことが保障され、自分らしく幸せな今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現することを宣言し、この条例を制定します。		◆子どもの思いに応えるため、前文の「区や大人の決意表明」（大人が記載する部分）の内容を充実させた。 ◆子どもの権利の実現に向けて、大人が子どもたちに伝えるべき視点や、地域の中で子どもを育む視点を記載した。

改正条例（案）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
第１章　総則	第１章　総則	第１章　総則	
（条例制定の趣旨） 第１条　この条例は、子どもの権利が当たり前に保障される文化をつくり、一人ひとりの子どもが、今を自分らしく幸せに生きて、明日に希望を抱きながら、豊かに育つことができる社会をつくるための基本的な事柄を定めるものです。	（条例制定の趣旨） 第１条　この条例は、子どもの権利が当たり前に保障される文化をつくり、一人ひとりの子どもが、今を自分らしく幸せに生きて、明日に希望を抱きながら、豊かに育つことができる社会をつくるための基本的なことがらを定めるものです。	（条例制定の理由） 第１条　この条例は、子どもがすこやかに育つことができるよう基本となることがらを定めるものです。	
（言葉の意味） 第２条　この条例において「子ども」とは、次の人のことをいいます。 （１）まだ18歳になっていないすべての人 （２）この条例の趣旨を踏まえ、まだ18歳になっていないすべての人と同等の権利を認めることが適当であると認められる人 ２　この条例において「大人」とは、過去に子どもであったすべての人のことをいいます。 ３　この条例において「保護者」とは、子どもの親や祖父母、里親その他子どもの親に代わり養育する人のことをいいます。 ４　この条例において「学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者」とは、区内において、子どもが育ち、学び、活動したり、過ごしたりすることができる場所やこれらを支援する組織団体・法人のことをいいます。 ５　この条例において「区民・団体・事業者」とは、子どもが地域の中で関わる多様な大人や子ども、地域で活動する組織団体・法人のことをいいます。 ６　この条例において「区」とは、区長部局のほか、教育委員会などの行政委員会も含めたすべての執行機関のことをいいます。	（言葉の意味） 第２条　この条例において「子ども」とは、次の人のことをいいます。 （１）まだ18歳になっていないすべての人 （２）この条例の趣旨をふまえ、まだ18歳になっていないすべての人と同等の権利を認めることが適当であると認められる人 ２　この条例において「大人」とは、過去に子どもであったすべての人のことをいいます。 ３　この条例において「保護者」とは、子どもの親や祖父母、里親その他子どもの親に代わり養育する人のことをいいます。 ４　この条例において「学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体」とは、区内において、子どもが育ち、学び、活動したり、過ごしたりすることができる場所やこれらを支援する組織団体のことをいいます。 ５　この条例において「区民・団体」とは、子どもが地域の中で関わる多様な大人や子ども、地域で活動する組織団体のことをいいます。 ６　この条例において「区」とは、区長部局のほか、教育委員会などの行政委員会も含めたすべての執行機関のことをいいます。	（言葉の意味） 第２条　この条例で「子ども」とは、まだ18歳になっていないすべての人のことをいいます。 【新設】 【新設】 【新設】 【新設】 【新設】	◆素案では「事業者」は「団体」に含まれる整理をしたが、わかりやすい表現とするため「子どもに関わる事業者」、「事業者」をそれぞれ記載した。
（条例の目標） 第３条　この条例の目標は、次のとおりとします。 （１）子どもが考える「一人ひとりが笑顔で自分らしくチャレンジできるまち」をつくります。	（条例の目標） 第３条　この条例の目標は、次のとおりとします。 （１）　子どもが考える「みんなが自分らしくチャレンジできる笑顔になれるまち」をつくります。	（条例の目標） 第３条　この条例が目指す目標は、次のとおりとします。 （１）　子ども一人ひとりが持っている力を思い切り輝かせるようにする。	◆子ども条例検討プロジェクト後期検討会（10月24日～11月21日）において、再度検討した結果を反映した。

改正条例（案）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
(2)子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体であり、自分らしく、幸せに生きる権利をもっています。私たち区や大人は、子どもの思いや意見を受けとめ、子どもとともに、子どもにとって最もよいことを考え、実現していきます。 (3)子どもが身を置くあらゆる場において、子どもに関わるあらゆる人によって、子どもの権利が当たり前に保障され、子ども自身が子どもの権利を実感できる文化と社会をつくり出し、発展させ、継承していきます。	（2）　子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体であり、自分らしく、幸せに生きる権利をもっています。私たち区や大人は、子どもの想いや意見を受けとめ、子どもとともに、子どもにとって最もよいことを考え、実現していきます。 （3）　子どもが身を置くあらゆる場において、子どもに関わるあらゆる人によって、子どもの権利が当たり前に保障され、子ども自身が子どもの権利を実感できる文化と社会をつくり出し、発展させ、継承していきます。	（2）　子どもがすこやかに育つことを手助けし、子どものすばらしさを発見し、理解して、子育ての喜びや育つ喜びを分かち合う。 （3）　子どもが育っていく中で、子どもと一緒に地域の社会をつくる。	
第２章　子どもの権利	第２章　子どもの権利	【新設】	
（基本となる権利） 第４条　平成元年（1989年）11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」（以下「子どもの権利条約」といいます。）に定める４つの一般原則をもとに、次に掲げる権利を定めます。これらの基盤となる権利は、年齢、発達、性別、ＬＧＢＴＱなどの性的指向とジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無など（以下「年齢など」といいます。）にかかわらず、すべての子どもに保障されなければなりません。また、これらの権利を実現するための政策の実施に当たっては、年齢などに十分に配慮しなければなりません。 （１）いかなる理由でも差別されない権利 （２）子どもに関係のあることが決められ、行われるときは、子どもにとって最もよいことが何かを考えられる権利 （３）生きる権利と成長・発達する権利 （４）自分に関係のあることについて、自由に自分の意見や思いを表明する権利	（基本となる権利） 第４条　平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」（以下「子どもの権利条約」といいます。）に定める４つの一般原則をもとに、次に掲げる権利を定めます。これらの基盤となる権利は、すべての子どもに保障されなければなりません。 （１）いかなる理由でも差別されない権利 （２）子どもに関係のあることが決められ、行われるときは、子どもにとって最もよいことが何かを考えられる権利 （３）生きる権利と成長・発達する権利 （４）自分に関係のあることについて、年齢や発達にかかわらず、自由に自分の意見や想いを表明する権利	【新設】 【新設】 【新設】 【新設】 【新設】 【新設】	◆子どもの権利を実現するための政策の実施にあたり区が配慮すべきことを具体的に記載した。
（自分らしくいられる権利） 第５条　子どもは、自分らしくいられます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)自分らしくいられ、個性が尊重される権利 (2)公正に評価される権利	（自分らしくいられる権利） 第５条　子どもは、自分らしくいられます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)自分らしくいられ、差別を受けない権利 (2)平等に扱われる権利 (3)能力に応じて評価される権利	【新設】 【新設】 【新設】	◆第５条～第９条については、子ども条例検討プロジェクト後期検討会（10月24日～11月21日）において、条例（素案）へ寄せられた意見を踏まえた検討を行

改正条例（案）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
（豊かに過ごす権利） 第６条　子どもは、様々な経験を通して、自分を豊かに成長・発達させることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)今も将来も豊かに生きることができる権利 (2)自分のやりたいことを追求できる権利 (3)思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利 (4)自分が知りたい情報を得られる権利 (5)心や身体が疲れた時に休息することができる権利	（豊かに過ごす権利） 第６条　子どもは、様々な経験を通して、自分を豊かに成長・発達させることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)今も将来も豊かに生きることができる権利 (2)自分のやりたいことを追求できる権利 (3)思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利 (4)自分が知りたい情報を得られる権利	【新設】 【新設】 【新設】	い、子どもたちの思いが正しく伝わるように、条文に込めた意味を改めて考え、表現を修正した。
（社会から守られ、支援を受ける権利） 第７条　子どもは、安心して過ごすため、社会から守られ、支援を受けることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)安全で安心して生きることができる権利 (2)健康に暮らせる権利 (3)生活環境と自然環境が守られる権利	（社会から守られ、支援を受ける権利） 第７条　子どもは、安心して過ごすため、社会から守られ、支援を受けることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)安全で安心して過ごすことができる権利 (2)生存に関する権利 (3)健康で暮らせる権利 (4)生活環境と自然環境が守られる権利	【新設】 【新設】 【新設】	
（自分で自分のことを決める権利） 第８条　子どもは、自分に関することを自分で決めることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)自分で選択して自由に自己決定できる権利 (2)自分らしく学び、成長・発達できる権利 (3)様々なことに挑戦して失敗できる権利	（自分で自分のことを決める権利） 第８条　子どもは、自分に関することを自分で決めることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)様々なことに挑戦して失敗できる権利 (2)選択して自己決定できる権利 (3)自分らしく学び成長・発達できる権利	【新設】 【新設】 【新設】	。
（意見を表明し、参加・参画する権利） 第９条　子どもは、自分の意見や思いを表明し、自分に関わることに参加・参画することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)意見や思いを様々な方法で表すことができる権利 (2)対話をして協働する権利 (3)地域に参画する権利	（意見を表明し、参加・参画することができる権利） 第９条　子どもは、自分の意見や想いを表明し、自分に関わることに参加・参画することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)意見を表明できる権利 (2)対話をして協働する権利 (3)地域に参画する権利	【新設】 【新設】 【新設】	

改正条例（案）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
第３章　子ども・子育てを支え合う地域づくり	第３章　子ども・子育てを支え合う地域づくり	【新設】	
（保護者の役割など） 第10条　保護者は、子どもの権利を守るため、子どもにとって最もよいことを第一に考え、子どもの意見を聴き、その実現に向けて子どもに寄り添い、成長・発達を支え、子どもの身近な安全基地となる大切な役割を担います。 ２　保護者は、子どものためを思い、良かれと思ってすることが、子どもの意思に反していたり、成長・発達の機会を奪うことになっていたりしないかを、子どもの意見や思いを聴きながら、子どもとともに考えます。 ３　保護者自身も安心して、自分らしく、幸福であることが大切です。保護者は地域で子育てを支えられ、必要な支援を受ける権利が保障されます。	（保護者の役割など） 第10条　保護者は、子どもの権利を守るため、子どもにとって最もよいことを第一に考え、子どもの意見を聴き、その実現に向けて子どもに寄り添い、成長・発達を支え、子どもの身近な安全基地となる大切な役割を担います。 ２　保護者は、子どものためを思い、良かれと思ってすることが、子どもの意思に反していたり、成長・発達の機会を奪うことになっていないかを、子どもの意見や想いを聴きながら、子どもとともに考えます。 ３　保護者自身も安心して、自分らしく、幸福であることが大切です。保護者は地域で子育てを支えられ、必要な支援を受ける権利が保障されます。	（保護者の務め） 第４条　保護者は、子どもの養育と成長について責任があることを自覚し、ふれあいの機会を大切にして、子どもがすこやかに育つよう全力で努めなければなりません。 【新設】 【新設】	
（学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者の責務） 第11条　学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていけるよう、子どもの主体性を尊重し、子どもの権利を保障する責務があります。 ２　学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者は、子どもの権利を保障するため、区や区民・団体・事業者と連携・協力する責務があります。 ３　子どもに関わる事業者は、その雇用する労働者が子育てをしやすい環境を整備するとともに、地域の子どもが自分らしく、豊かに育つことができるよう配慮しながら事業活動を行う責務があります。	（学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体の責務） 第11条　学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体は、子どもが活動する場所であるため、子どもの権利を保障する責務があります。 ２　学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていくため、子どもの主体性を尊重し、子どもの権利を保障するため、区や区民・団体と連携・協力する責務があります。 （新規）	（学校の務め） 第５条　学校は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていくため、地域の社会と一体となって、活動をしていくよう努めなければなりません。	◆第12条の「事業者」の定義を整理したことに伴い、「子どもに関わる事業者」についても整理を行った。
（区民・団体・事業者の役割） 第12条　区民・団体・事業者は、地域の中で、子どもと子育てをしている家庭を見守り、ともに住みやすい地域をつくっていくという意識をもち、子どもの権利が保障された地域づくりを担います。	（区民・団体の役割） 第12条　区民・団体は、地域の中で、子どもと子育てをしている家庭を見守り、ともに住みやすい地域をつくっていくという意識をもち、子どもの権利が保障された地域づくりを担います。	（区民の務め） 第６条　区民は、地域の中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、積極的に役割を果たすよう努めなければなりません。	

改正条例（案）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
2　事業者は、その雇用する労働者が子育てをしやすい環境の整備に努めるとともに、その事業活動が子どもの権利の保障につながるよう、配慮に努めなければなりません。	2　事業者と雇い主は、その活動を行う中で、子どもが自分らしく、豊かに育つことができ、また、子育てをしやすい環境を整備していくため、配慮するよう努めなければなりません。	（事業者の務め） 第７条　事業者は、その活動を行う中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、配慮するよう努めなければなりません	◆事業者と雇い主の使い分けが曖昧なため、「事業者」に統一して表現を改めた。
（削除）	3　事業者と雇い主は、その事業が子どもの権利の侵害につながることがないよう、配慮に努めなければなりません。	（雇い主の協力） ※第29条　雇い主は、職場が従業員の子育てに配慮したものであるよう努めていくものとします。 2　雇い主は、子どもがすこやかに育つことに関わる活動や子育てを支える活動へ従業員が参加することについて配慮するよう努めていくものとします。	
（区の責務） 第13条　区は、子どもの権利を保障するための政策を総合的に実施する責務があります。 2　区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者、区民・団体・事業者と連携・協働し、子どもへの支援を展開します。	（区の責務） 第13条　区は、子どもの権利を保障するための政策を総合的に実施する責務があります。 2　区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体、区民・団体と連携・協働し、子どもへの支援を展開します。	（区の務め） 第８条　区は、子どもについての政策を総合的に実施します。 2　区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、区民、事業者などと連絡をとり、協力しながら行います。	
（地域の中で支える子どもにやさしいまちづくり） 第14条　区や子どもを含むすべての区民は、地域の中で支える子どもにやさしいまちの実現に向けて、誰もがつながり、助け合いながら、自発的な活動が継続できるよう必要な取組を行います。	（子どもにやさしいまちづくり） 第14条　区や子どもを含むすべての区民は、子どもにやさしいまちの実現に向けて、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。	（地域の中での助け合い） ※第30条　区は、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくっていくため、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。	◆地域の中で子どもを育む視点を記載した。
第４章　基本となる政策	第４章　基本となる政策	第２章　基本となる政策	
	【条項順を入れ替え：第20条】 【条項順を入れ替え：第20条】 【条項順を入れ替え：第16条】 【条項順を入れ替え：第16条】 【条項順を入れ替え：第16条】	（健康と環境づくり） 第９条　区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもがすこやかに育つための安全で良好な環境をつくっていくよう努めていきます。 （場の確保など） 第10条　区は、子どもが遊び、自分を表現し、安らぐための場を自分で見つけることができるよう必要な支援に努めていきます。 2　区は、子どもが個性をのばし、人間性を豊かにするための体験や活動について必要な支援に努めていきます。	

改正条例（案）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
（子どもが参加・参画できる機会の確保と意見や思いの尊重） 第15条　区は、様々な場面や機会で、子どもの多様な意見や思いを受けとめ、対話しながら、子どもとともに子どもの権利を実現します。 2　区は、子どもが主体となって、安心して意見表明をすることができる会議を実施するとともに、会議以外の意見表明の場も確保し、子どもが地域社会の主体となって参加・参画することができる仕組みづくりに努めていきます。 3　区は、様々な工夫のもとで、意見表明が苦手な子どもや意見表明の場があってもなかなか意見表明ができない子どもの声を聴き、乳幼児など意見表明の手段が限定される子どもの思いを受けとめ、子どもの意見を尊重するよう努めていきます。 4　区は、子どもの意見や思いを大切に受けとめて、その意見や思いの実現などについて検討した結果と、その理由について子どもに伝えていくよう努めていきます。	（子どもが参加・参画できる機会の確保と意見や想いの尊重） 第15条　区は、子どもの年齢や発達に応じて、様々な場面や機会で、子どもの多様な意見や想いを受けとめ、対話しながら、ともに子どもの権利を実現します。 2　区は、子どもが主体となって、安心して意見表明をすることができる会議を実施するとともに、会議以外でも意見表明の場を確保し、子どもが地域社会の主体となって参加・参画することができる仕組みづくりに努めていきます。 3　区は、様々な工夫のもとで、意見表明が苦手な子どもや意見表明の場があってもなかなか意見表明ができない子どもの声を聴き、乳幼児など意見表明の手段が限定される子どもの想いを受けとめ、子どもの意見を尊重するよう努めていきます。 4　区は、子どもの意見や想いを大切に受けとめて、検討した結果と、その理由について子どもに伝えていくよう努めていきます。	（子どもの参加） 【新設】 第11条　区は、子どもが参加する会議をつくるなどしていろいろな意見をきき、子どもが自主的に地域の社会に参加することができる仕組みをつくるよう努めていきます。 【新設】 【新設】	◆検討の目的を具体的に記載した。
（子どもの居場所づくり） 第16条　区は、子どもが必要と考える、多様な居場所づくりと居場所の質の確保に努めていきます。 2　区は、子どもが居心地よく安心して過ごすことができることに加え、子どもとの対話を重ねながら、次の複数の要素を取り入れた子どもの居場所を実現するよう努めていきます。 （1）子どもの権利の視点から、自由があり自分らしくいられること。 （2）場の一員である実感がもて、意思を伝えようと思え、伝えた意見が受けとめられたと感じられること。 （3）自分のことを自分で決められること。 3　学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者は、連携を強化することで、子どもが多様なコミュニティの中でのびやかに育つことができ、安心して過ごすことができる居心地のよい環境の整備に努めていきます。	（子どもの居場所づくり） 第16条　区は、子どもの年齢や発達に応じて、子どもが必要と考える、多様な居場所づくりと居場所の質の確保に努めていきます。 2　区は、子どもが居心地がよく安心して過ごせることに加え、子どもとの対話を重ねながら、次の複数の要素を取り入れた子どもの居場所を実現するよう努めていきます。 （1）子どもの権利の視点から、自由があり自分らしくいられること。 （2）場の一員である実感が持て、意思を伝えようと思え、伝えた意見が受けとめられたと感じられること。 （3）自分のことを自分で決められること。 3　学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体は、連携を強化することで、子どもが多様なコミュニティの中でのびやかに育つことができ、安心して過ごすことができる居心地のよい環境を整備します。	（場の確保など） ※第10条　区は、子どもが遊び、自分を表現し、安らぐための場を自分で見つけることができるよう必要な支援に努めていきます。 2　区は、子どもが個性をのばし、人間性を豊かにするための体験や活動について必要な支援に努めていきます。 【新設】 【新設】 【新設】 【新設】	

改正条例（案）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
（虐待の予防など） 第17条　誰であっても、子どもを虐待してはなりません。 2　区は、虐待を予防するため、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者などと連絡をとり、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めていきます。 3　区は、虐待を早期に発見し、子どもの命と安全を守るため、児童相談所と子ども家庭支援センターとの強力な連携のもと、子どもや子育てをしている家庭に対する適切な支援と的確な子どもの保護に努めていきます。また、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者などと連絡をとり、協力しながら、虐待の予防に努めていきます。	（虐待の予防など） 第17条　だれであっても、子どもを虐待してはなりません。 2　区は、虐待を予防するため、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体などと連絡をとり、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めていきます。 3　区は、虐待を早期に発見し、子どもの命と安全を守るため、児童相談所と子ども家庭支援センターとの強力な連携のもと、子どもや子育てをしている家庭に対する適切な支援と的確な子どもの保護に努めていきます。また、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体などと連絡をとり、協力しながら、虐待の予防に努めていきます。	（虐待の禁止など） 第12条　だれであっても、子どもを虐待してはなりません。 2　区は、虐待を防止するため、地域の人たちと連絡をとり、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めていきます。 3　区は、虐待を早期に発見し、子どもの命と安全を守るため、児童相談所と子ども家庭支援センターの強力な連携のもと、子どもや子育てをしている家庭に対する適切な支援と的確な子どもの保護に努めていきます。また、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、子どもや子育てに係る関係機関、自主活動をしている団体などと連絡をとり、協力しながら、虐待の防止に努めていきます。	
（いじめや差別の予防など） 第18条　誰であっても、いじめられたり、差別されたりすることなく安心して過ごすことができる権利があります。 2　区は、いじめや差別を予防するため、すべての区民に必要な理解が広まるための普及啓発を推進し、未然防止や早期発見に努めていくとともに、いじめや差別があったときに、速やかに解決するため、保護者や学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者などと連絡をとり、協力するなど必要な仕組みを作るよう努めていきます。	（いじめや差別の予防など） 第18条　だれであっても、いじめられたり、差別されたりすることなく安心して過ごすことができる権利があります。 2　区は、いじめや差別を予防するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、いじめや差別があったときに、すみやかに解決するため、保護者や学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体などと連絡をとり、協力するなど必要な仕組みをつくるよう努めていきます。	（いじめへの対応） 第13条　だれであっても、いじめをしてはなりません。 2　区は、いじめを防止するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、いじめがあったときに、すみやかに解決するため、保護者や地域の人たちと連絡をとり、協力するなど必要な仕組みをつくるよう努めていきます。	◆未然防止や早期発見について追記した。
（貧困などの対策） 第19条　誰であっても、貧困などに関連する生まれや育った環境などにかかわらず、安心して育つことができる権利があります。 2　区は、貧困などの防止と解消に向けて、子どもの現在と将来がその生まれや育った環境に左右されることがないよう、すべての子どもが自分らしく豊かに育つことができる環境の整備に努めていきます。	（貧困などの対策） 第19条　だれであっても、貧困などに関連する生まれや育った環境などにかかわらず、安心して育つことができる権利があります。 2　区は、貧困などの防止と解消にむけて、子どもの現在と将来がその生まれや育った環境に左右されることがないよう、すべての子どもが自分らしく豊かに育つことができる環境の整備に努めていきます。	【新設】 【新設】 【新設】	

改正条例（案）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
（健康と環境づくり） 第20条　区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもが自分らしく豊かに育つための安全で良好な環境を整備するよう努めていきます。	（健康と環境づくり） 第20条　区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもが自分らしく豊かに育つための安全で良好な環境を整備するよう努めていきます。	（健康と環境づくり） ※第９条　区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもがすこやかに育つための安全で良好な環境をつくっていくよう努めていきます。	◆第１項「権利」に対し、第２項では「権利全般」という文言を用いると、第１項が「権利の一部」のようにも読めるため、「権利」に統一した。
（子どもの権利学習の支援） 第21条　区は、子どもが子どもの権利について学習するための支援に努めていきます。 ２　区は、子どもに関わる大人が子どもの権利について理解し、子どもに教えることができるようになるための支援に努めていきます。	（子どもの権利学習の支援） 第21条　区は、子どもが子どもの権利について学習するための支援に努めていきます。 ２　区は、子どもに関わる大人が子どもの権利全般について理解し、子どもに教えることができるようになるための支援に努めていきます。	【新設】 【新設】 【新設】	
（子育て支援ネットワークの形成） 第22条　区は、子どもの育ちや子育てを、子どもや保護者個人の責任とはせず、地域社会全体でともに支え合い、子ども一人ひとりの権利が保障される地域づくりを推進していきます。 ２　区は、多様な主体による子育て支援ネットワークの形成における、中心的な役割を担います。	（子育て支援ネットワークの形成） 第22条　区は、子どもの育ちや子育てを、子どもや保護者個人の責任とはせず、地域社会全体でともに支え合い、子ども一人ひとりの権利が保障される地域づくりを推進していきます。 ２　区は、多様な主体による子育て支援ネットワークの形成における、中心的な役割を担います。	（子育てへの支援） 第14条　区は、地域の中での助け合いや連絡を強め、子育てをしている人たちのために必要なことを行うよう努めていきます。 【新設】	
（人材育成） 第23条　区は、子どもの意見形成や意見表明を支援するため、必要な人材育成に努めていきます。 ２　区は、子どもの意見形成や意見表明を支援する人材を継続的に育成するとともに、支援を受けた子どもが次の担い手となる循環が生まれる環境の整備に努めていきます。	（人材育成） 第23条　区は、子どもの意見形成や意見表明を支援するため、必要な人材育成に努めていきます。 ２　区は、子どもの意見形成や意見表明を支援する人材が継続的に育成され、循環する環境の整備に努めていきます。	【新設】 【新設】 【新設】	◆「循環」について説明を追記した。
（普及啓発） 第24条　区は、この条例の存在と理念について、すべての区民に理解してもらうよう努めていきます。 ２　区は、様々な工夫をしながら、乳幼児を含めた子どもに対してだけでなく、大人に対しても、この条例の普及啓発を実施していきます。 ３　区や大人は、子どもが自分らしく生きていくことができる社会において、自ら考え責任ある生活を送るために、自分自身に子どもの権利があることや、お互いを認め合い尊重することの大切さを伝えていきます。	（普及啓発） 第24条　区は、この条例の存在と理念について、すべての区民に理解してもらうよう努めていきます。 ２　区は、子どもの年齢や発達に応じて様々な工夫をしながら、乳幼児を含めた子どもに対してだけでなく、大人に対しても、この条例の普及啓発を実施していきます。 【新設】	（啓発） ※第31条　区は、この条例の意味や内容について、すべての区民に理解してもらうよう努めなければなりません。 【新設】	◆子どもの権利の実現に向けて、大人が子どもたちに伝えるべき視点を記載した。

改正条例（案）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
4　区民が子どもの権利について理解と関心を深めることができるよう、子どもの権利条約が国際連合で採択された11月20日を、「世田谷区子どもの権利の日」として定めます。	3　区民が子どもの権利について理解と関心を深めることができるよう、子どもの権利条約が国際連合で採択された11月20日を、世田谷区子どもの権利の日として定めます。	【新設】	
第５章　子どもの権利擁護	第５章　子どもの権利擁護	第３章　子どもの人権擁護	
（世田谷区子どもの権利擁護委員の設置） 第25条　区は、子どもの権利を擁護し、子どもの権利の侵害を速やかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設置します。 2　擁護委員は、５人以内とします。 3　擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。 4　擁護委員の任期は３年とします。ただし、再任することができるものとします。 5　区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。	（世田谷区子どもの権利擁護委員の設置） 第25条　区は、子どもの権利を擁護し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設置します。 2　擁護委員は、５人以内とします。 3　擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。 4　擁護委員の任期は３年とします。ただし、再任することができるものとします。 5　区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。	（世田谷区子どもの人権擁護委員の設置） 第15条　区は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの人権擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設置します。 2　擁護委員は、３人以内とします。 3　擁護委員は、人格が優れ、子どもの人権について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。 4　擁護委員の任期は３年とします。ただし、再任することができるものとします。 5　区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。	
（擁護委員の仕事） 第26条　擁護委員は、次の仕事を行います。 (1)子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。 (2)子どもの権利の侵害についての調査をすること。 (3)子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。 (4)子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。 (5)子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。 (6)子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。 (7)活動の報告をし、その内容を公表すること。	（擁護委員の仕事） 第26条　擁護委員は、次の仕事を行います。 (1)子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。 (2)子どもの権利の侵害についての調査をすること。 (3)子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。 (4)子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。 (5)子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。 (6)子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。 (7)活動の報告をし、その内容を公表すること。	（擁護委員の仕事） 第16条　擁護委員は、次の仕事を行います。 (1)子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。 (2)子どもの権利の侵害についての調査をすること。 (3)子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。 (4)子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。 (5)子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。 (6)子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。 (7)活動の報告をし、その内容を公表すること。	

改正条例（案）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
(8)子どもの権利の擁護についての必要な理解を広めること。	(8)子どもの権利の擁護についての必要な理解を広めること。	(8)子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。	
(擁護委員の務めなど) 第27条　擁護委員は、子どもの権利を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など（以下「関係機関など」といいます。）と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。 2　擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。 3　擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密を漏らしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。	(擁護委員の務めなど) 第27条　擁護委員は、子どもの権利を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など（以下「関係機関など」といいます。）と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。 2　擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。 3　擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密をもらしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。	(擁護委員の務めなど) 第17条　擁護委員は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など（以下「関係機関など」といいます。）と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。 2　擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。 3　擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密をもらしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。	
(擁護委員への協力など) 第28条　区は、擁護委員の設置の目的を踏まえ、その仕事に協力しなければなりません。 2　保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。 3　区は、附属機関としての役割を担い活動する擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。	(擁護委員への協力など) 第28条　区は、擁護委員の設置の目的をふまえ、その仕事に協力しなければなりません。 2　保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。 3　区は、附属機関としての役割を担い活動する擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。	(擁護委員への協力) 第18条　区は、擁護委員の設置の目的をふまえ、その仕事に協力しなければなりません。 2　保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。 【新設】	
(相談と申立て) 第29条　次に定める者は、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。また、誰であっても、擁護委員に、次に定める者の権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。 (1)区内に住所を有する子ども (2)区内にある事業所で働いている子ども (3)区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども (4)子どもに準ずる者として規則で定める者	(相談と申立て) 第29条　子どものうち次に定めるものは、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。また、だれであっても、擁護委員に、次に定めるものの権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。 (1)区内に住所を有する子ども (2)区内にある事業所で働いている子ども (3)区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども (4)子どもに準ずるものとして規則で定めるもの	(相談と申立て) 第19条　子ども（次に定めるものとします。）は、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。また、だれであっても、擁護委員に、次に定めるものの権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。 (1)区内に住所を有する子ども (2)区内にある事業所で働いている子ども (3)区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども (4)子どもに準ずるものとして規則で定めるもの	

改正条例（案）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
（調査と調整） 第30条　擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。 2　擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとします。 3　擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などとの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。	（調査と調整） 第30条　擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。 2　擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとします。 3　擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などとの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。	（調査と調整） 第20条　擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。 2　擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとします。 3　擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などとの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。	
（要請と意見など） 第31条　擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。 2　擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための意見を述べることができます。 3　要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。 4　要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。 5　擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対応についての報告を求めることができます。 6　擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表することができます。この場合においては、個人情報の保護について十分に配慮しなければなりません。 7　擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、ま	（要請と意見など） 第31条　擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。 2　擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための意見を述べることができます。 3　要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。 4　要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。 5　擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対応についての報告を求めることができます。 6　擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表することができます。この場合においては、個人情報の保護について十分に配慮しなければなりません。 7　擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、また、	（要請と意見など） 第21条　擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。 2　擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための意見を述べることができます。 3　要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。 4　要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。 5　擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対応についての報告を求めることができます。 6　擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表することができます。この場合においては、個人情報の保護について十分に配慮しなければなりません。 7　擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述	

改正条例（案）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
た、この要請や意見の内容を公表するものとします。	この要請や意見の内容を公表するものとします。	べ、また、この要請や意見の内容を公表するものとします。	
（見守りなどの支援） 第32条　擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。	（見守りなどの支援） 第32条　擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。	（見守りなどの支援） 第22条　擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。	
（活動の報告と公表） 第33条　擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。	（活動の報告と公表） 第33条　擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。	（活動の報告と公表） 第23条　擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。	
（擁護委員の庶務） 第34条　擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。			◆第34条と第35条の順番を入れ替えた。
（相談・調査専門員） 第35条　擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を設置します。 2　相談・調査専門員は、子どもの声を聴く専門家として、子ども本人などからの相談に応じ、必要に応じて擁護委員に報告します。 3　相談・調査専門員は、子どもの権利に関する普及啓発活動を実施します。 4　擁護委員に準じて、第27条の規定は、相談・調査専門員に適用します。	（相談・調査専門員） 第34条　擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を置きます。 2　相談・調査専門員は、子どもの声を聴く専門家として、子ども本人などからの相談に応じ、必要に応じて擁護委員に報告します。 また、子どもの権利に関する普及啓発活動を実施します。 3　擁護委員に準じて、第27条の規定は、相談・調査専門員に適用します。	（擁護委員の庶務など） 第24条　擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。 2　擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を置きます。 3　擁護委員に準じて、第17条の規定は、相談・調査専門員に適用します。	
	（擁護委員の庶務） 第35条　擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。		
第６章　推進計画・推進体制・評価検証など	第６章　推進計画・推進体制・評価検証など	第４章　推進計画と評価	
（推進計画） 第36条　区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）を作ります。 2　区長は、推進計画を作るときは、当事者である子どもや区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。 3　区長は、推進計画を作ったときは、速やかに公表します。	（推進計画） 第36条　区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）をつくります。 2　区長は、推進計画をつくるときは、当事者である子どもや区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。 3　区長は、推進計画をつくったときは、すみやかに公表します。	（推進計画） 第25条　区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）をつくります。 2　区長は、推進計画をつくるときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。 3　区長は、推進計画をつくったときは、すみやかに公表します。	

改正条例（案）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
（推進体制） 第37条　区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。	（推進体制） 第37条　区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。	（推進体制） ※第27条　区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。	
（国、東京都などとの協力） 第38条　区は、子どもが自分らしく、豊かに育つための環境を整備するため、国、東京都などに協力を求めていきます。	（国、東京都などとの協力） 第38条　区は、子どもが自分らしく、豊かに育つための環境を整備するため、国、東京都などに協力を求めていきます。	（国、東京都などとの協力） ※第28条　区は、子どもがすこやかに育つための環境をつくっていくため、国、東京都などに協力を求めていきます。	
（評価検証など） 第39条　区長は、子どもについての政策において、子どもの権利を保障するため、第三者機関による調査と評価検証を行う体制を整備します。 2　区長は、評価検証などに当たっては、当事者である子どもや区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。	（評価検証など） 第39条　区長は、子どもについての政策において、子どもの権利を保障するため、第三者機関による調査と評価検証を行う体制を整備します。 2　区長は、評価検証などにあたっては、当事者である子どもや区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。 【削除】	（評価） ※第26条　区長は、子どもについての政策を有効に進めていくため、推進計画に沿って行った結果について評価をします。 2　区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をするときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。 3　区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をしたときは、すみやかにその評価の内容を公表します。	
	【第６章に集約】 【条項順を入れ替え：第37条】 【条項順を入れ替え：第37条】 【条項順を入れ替え：第38条】 【条項順を入れ替え：第38条】 【条項順を入れ替え：第11条第3項】 【条項順を入れ替え：第11条第3項】 【条項順を入れ替え：第11条第3項】 【条項順を入れ替え：第14条】	第５章　推進体制など （推進体制） 第27条　区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。 （国、東京都などとの協力） 第28条　区は、子どもがすこやかに育つための環境をつくっていくため、国、東京都などに協力を求めていきます。 （雇い主の協力） 第29条　雇い主は、職場が従業員の子育てに配慮したものであるよう努めていくものとします。 2　雇い主は、子どもがすこやかに育つことに関わる活動や子育てを支える活動へ従業員が参加することについて配慮するよう努めていくものとします。 （地域の中での助け合い）	
	【条項順を入れ替え：第14条】 【条項順を入れ替え：第24条】 【条項順を入れ替え：第24条】	第30条　区は、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくっていくため、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。 （啓発） 第31条　区は、この条例の意味や内容について、すべての区民に理解してもらうよう努めなければなりません。	

改正条例（案）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
第７章　雑則	第７章　雑則	第６章　雑則	
（委任） 第40条　この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。	（委任） 第40条　この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。	（委任） 第32条　この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。	
附則 この条例は、平成14年４月１日から施行します。 附則（平成24年12月10日条例第82号抄） １　この条例中第１条の規定は、平成25年４月１日から施行します。ただし、同条中世田谷区子ども条例第２章の次に１章を加える改正規定（第19条から第23条までに係る部分に限ります。）は、規則で定める日から施行します。（平成25年５月規則第64号で、同25年７月１日から施行） 附則（平成26年３月７日条例第14号） この条例は、平成26年４月１日から施行します。 附則（令和２年３月４日条例第11号） この条例は、令和２年４月１日から施行します。 附則（令和７年●月●日条例第●号） （施行期日） １　この条例は、令和７年４月１日から施行します。 （世田谷区地域保健福祉推進条例の一部改正） ２　世田谷区地域保健福祉推進条例（平成８年３月世田谷区条例第７号）の一部を次のように改正する。 第２８条第１項第４号中「世田谷区子ども条例」を「世田谷区子どもの権利条例」に、「第１９条」を「第２９条」に改める。	附則 この条例は、平成14年４月１日から施行します。 附則（平成24年12月10日条例第82号抄） １　この条例中第１条の規定は、平成25年４月１日から施行します。ただし、同条中世田谷区子ども条例第２章の次に１章を加える改正規定（第19条から第23条までに係る部分に限ります。）は、規則で定める日から施行します。 （平成25年５月規則第64号で、同25年７月１日から施行） 附則（平成26年３月７日条例第14号） この条例は、平成26年４月１日から施行します。 附則（令和２年３月４日条例第11号） この条例は、令和２年４月１日から施行します。 附則（令和７年●月●日条例第●号） この条例は、令和７年４月１日から施行します。	附則 この条例は、平成14年４月１日から施行します。 附則（平成24年12月10日条例第82号抄） １　この条例中第１条の規定は、平成25年４月１日から施行します。ただし、同条中世田谷区子ども条例第２章の次に１章を加える改正規定（第19条から第23条までに係る部分に限ります。）は、規則で定める日から施行します。（平成25年５月規則第64号で、同25年７月１日から施行） 附則（平成26年３月７日条例第14号） この条例は、平成26年４月１日から施行します。 附則（令和２年３月４日条例第11号） この条例は、令和２年４月１日から施行します。	